

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
株式会社半澤組(福井県坂井市三国町三国東6-5-13)  
[1000011657]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和7年1月10日 ~ 令和7年2月9日(1か月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該資格登録者が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に問われ、令和3年12月1日に福井簡易裁判所より同社代表者及び使用人が罰金刑の略式命令を受けていた事実が判明したものである。
5. 資格停止措置理由  
資格登録者である上記の事業者の代表者及び使用人が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反し、罰金刑の略式命令を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)